

ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業・データセンター 立地促進助成金

交付内容

1 設置〔新設・増設・市内移転〕

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：なし）

期 間：**3年間**（重点加算地域+**2年**）

【重点加算地域】

- 都心部 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域
- 青葉山 東北大学青葉山新キャンパス地区、青葉山北キャンパス地区及び青葉山東キャンパス地区
- 星陵 東北大学星陵キャンパス地区
- 卸町 卸町地区計画及び卸商団地内の第7種特別業務地区に掲げる該当地区
- 六丁の目 六丁の目西町、六丁の目元町、六丁の目中町（近隣商業地域に限る）及び六丁の目南町（近隣商業地域に限る）

2 雇用加算

基本額：新規雇用又は異動の正社員（**市内在住**）1人につき**100万円**を加算（限度額：なし）

新規雇用又は異動の正社員（**市外在住**）1人につき**10万円**を加算（限度額：**5,000万円**）

※新規雇用・異動の正社員（市内在住）が5人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用・異動の正社員とは？

〔1〕仙台都市圏に住所を有する 〔2〕1年以上の継続雇用 〔3〕社会保険の被保険者の3条件に該当する方をいいます。

仙台都市圏とは？

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村をいいます。

交付対象

〔ソフトウェア業〕

日本標準産業分類表に掲げる大分類Gー情報通信業のうち、中分類39ー情報サービス業及び中分類40ーインターネット附随サービス業に属する事業所

〔デジタルコンテンツ業〕

日本標準産業分類表に掲げる中分類38放送業（小分類381を除く。）、中分類41ー映像・音声・文字情報制作業、小分類726ーデザイン業、中分類73ー広告業及び細分類7462ー商業写真業のうち、デジタル技術を用いて製品の製造又はサービスの提供を行う事業所

〔データセンター〕

通信回線及びコンピュータを用いて顧客の提供データを集約的に管理し、かつ、データ処理システムの構築、運用等について付加的な価値の提供を行う事業所

交付要件

〔ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業〕 投下固定資産相当額**1,000万円以上**

〔データセンター〕 投下固定資産相当額**3,000万円以上**

○取得：取得価格に土地は0.5、建物は0.7、生産設備は0.7を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

○賃借：月額賃借料に土地は100、建物は70を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡（サービスオフィスの場合、31,000円/㎡）です。

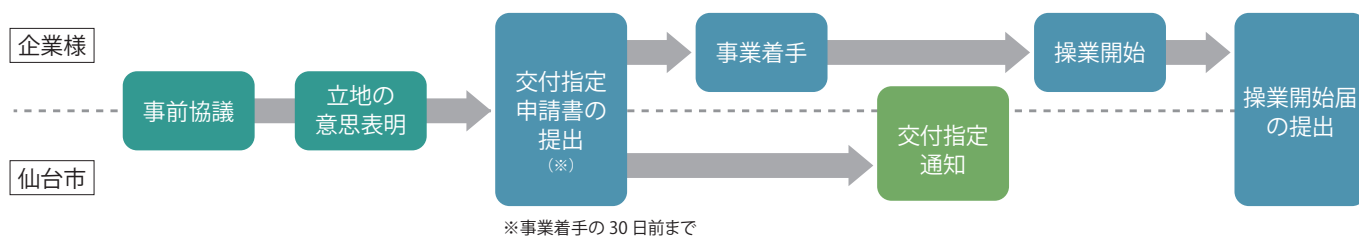
○交付要件については初回交付申請時に改めて確認します。

申請手続き

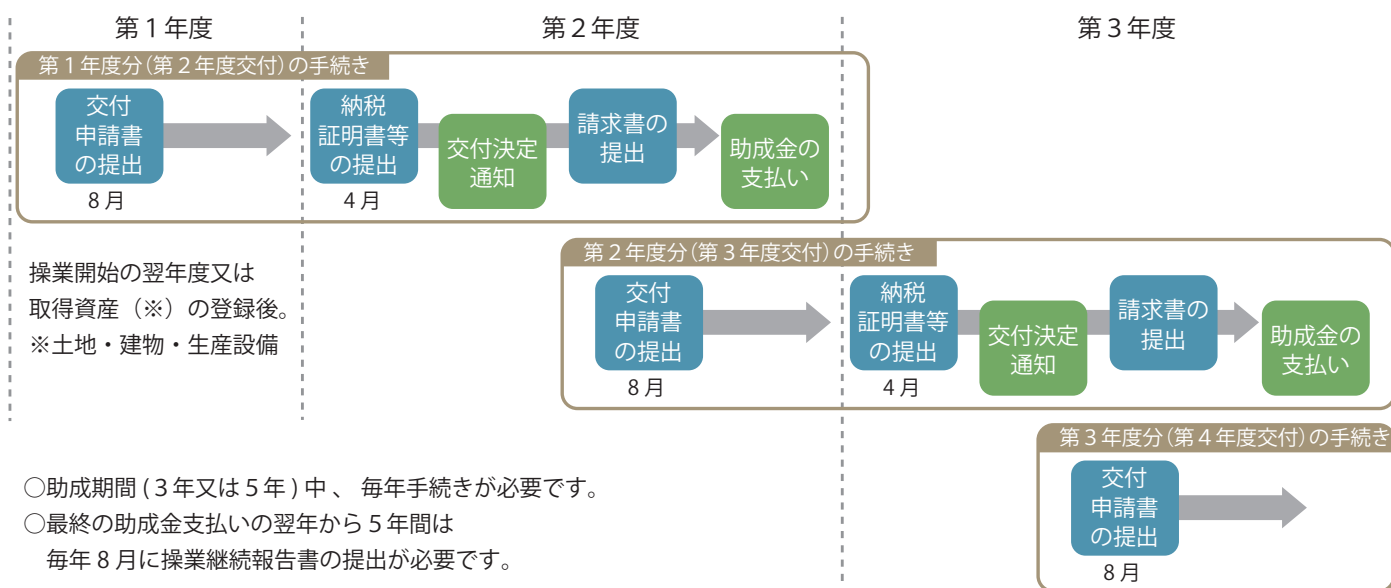
○助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前に事前協議を行い、**事業着手の30日前**までに、交付指定申請書の提出が必要となります。

○助成金の**最終交付年度後の5年間は、操業継続報告書の提出が必要**となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には、助成金の返還を求める場合があります。

助成金交付指定申請の流れ



助成金交付の流れ



助成金額の試算例

試算条件	
入居施設坪単価:10,000円 ※消費税及び共益費を除く	
賃借スペース:50坪	
新規雇用:20人(正社員)	
交付要件	
投下固定資産相当額 1,000万円以上	
投下固定資産 相 当 額	$10,000\text{円/坪} \times 50\text{坪} \times 70(\text{係数}) = \underline{35,000,000\text{円}}$
基本助成金額	$35,000,000\text{円} \times 1.7\%(\text{税率}) = 590,000\text{円}(\text{万円未満切捨})$ $590,000\text{円} \times 3\text{年間} = \underline{1,770,000\text{円}}$ ※税率=固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したものの。
雇 用 加 算	$(\text{正社員}) 1,000,000\text{円} \times 20\text{人} = \underline{20,000,000\text{円}}$ ※要件:市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当 ※助成期間内に一度のみ交付
総 額	$1,770,000\text{円} + 20,000,000\text{円} = \underline{21,770,000\text{円}}$

事前協議や申請手続きなどの詳細については、下記担当部署までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

仙台市経済局産業集積推進課 Tel:022-214-8276 / E-mail:kei008040_13@city.sendai.jp 仙台市企業進出ガイド
 仙台市総務局東京事務所 Tel:03-3262-5765 / E-mail:som001310@city.sendai.jp <http://www.city.sendai.jp/invest/>

